

取扱注意

河内長野市
食料品等物価高騰
対策支援事業
〈参加店舗マニュアル〉

V 1.0

※必ずご一読ください

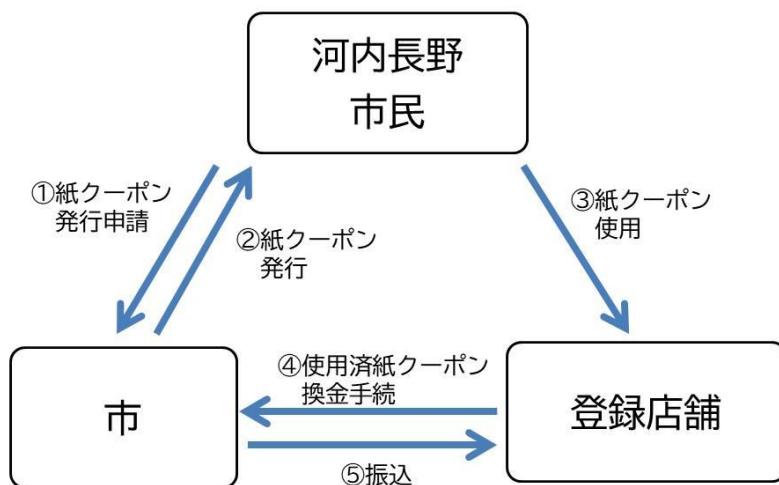
実施期間

令和8年3月2日～令和8年9月30日

★事業の概要

発行者	河内長野市(秘書企画課)
配布対象者	以下のうち、紙クーポンの発行を希望する者 (1)令和8年1月1日時点で本市住民基本台帳に登録されている者 (2)令和8年1月1日時点で妊娠しており、同日までに母子手帳の交付を受けた者 (3)DVなど特別な事情により、河内長野に住民登録をしないで居住している者
配布金額	上記対象者1人あたり7,000円分
配布方法	申請内容確認後、上記対象者に紙クーポンを随時発送
紙クーポン額面	7,000円(500円×14枚)
取扱い方法	市内の紙クーポン取扱店舗で、商品500円(税込)のお支払いごとに500円券(1枚)が使用可能です。 (例)500円以上のお買い物で、紙クーポン1枚(500円)使用可能 1,000円以上のお買い物で、紙クーポン2枚(1,000円)使用可能 1,500円以上のお買い物で、紙クーポン3枚(1,500円)使用可能 2,000円以上のお買い物で、紙クーポン4枚(2,000円)使用可能
使用期間	令和8年3月2日から令和8年9月30日まで ※使用期間を過ぎた紙クーポンは無効となります。
紙クーポン取扱店舗	事前に紙クーポン取扱店舗として登録された河内長野市内の主に食料品又は衣料品を取り扱っている店舗、飲食店及びドラッグストア
登録店舗負担	紙クーポン取扱店舗登録費用及び換金にかかる手数料の負担はございません。

★事業フレーム



★紙クーポン取り扱い注意事項 **※必ずお読みください**

- ①使用期間を過ぎた紙クーポンは使用できませんので、受領しないでください。
- ②毀損により紙クーポンの券面の面積が3分の2以下のもの、通し番号が確認できないものは使用できませんので、受領しないでください。
- ③受領した紙クーポンの盗難、紛失若しくは滅失については、市は責任を負いません。
- ④紙クーポンの額面未満の使用はできないためお断りください。
- ⑤500円以上の商品のお支払いにおける不足分等は現金等でお受け取りください。
- ⑥明らかに偽造された紙クーポンと判別できる場合、使用をお断りいただき、市までご連絡ください。
- ⑦お客様から受け取った紙クーポンは必ず、期限内(令和8年3月2日～10月30日)に市役所の換金窓口にて換金手続きを行ってください。

★Q&A

Q1. 市から紙クーポン取扱店舗の登録決定を受けていませんが、換金はできますか。

A1. 本市から紙クーポン取扱店舗登録の決定を受けていないにもかかわらず、紙クーポンを受け取った場合、換金の対応はいたしかねますので、ご了承ください。

Q2. 食料品、衣料品以外の商品の購入に紙クーポンは使用できますか。

A2. 紙クーポン取扱店舗であれば、食料品、衣料品以外の商品の購入にも使用できます。ただし、商品券、プリペイドカード、印紙、回数券その他の有価証券等の換金性の高い商品や税金、公共料金等のお支払いには使用できません。※本事業の趣旨は、物価高騰の影響を受けた生活者を支援し、負担を軽減するためになります。

Q3. お客様から不審な紙クーポンを出された場合はどうしますか。

A3. 後日掲載いたします見本により、使用される紙クーポンが偽造されたものではないか確認してください。明らかに偽造された紙クーポンと判別できる場合は、使用をお断りいただき、市役所までご連絡ください。

Q4. 紙クーポンを使用した際、お釣りはでますか。

A4. 紙クーポンは、商品を額面以上購入した際に使用可能となりますので、商品の購入額の合計が紙クーポンの額面に満たない場合は、紙クーポンの使用をお断りください。そのため、お釣りが生じる

ことはありません。

例)お客様が2,700円分のお米を購入され、500円紙クーポンを6枚(3,000円分)出された場合
→300円のお釣りが発生することになるためお受けできません。この場合は、500円紙クーポンを5枚出してもらい、残高の200円は現金等でお受け取りください。

Q5. お客様から毀損した紙クーポンを出された場合はどうしますか。

A5. 紙クーポンの面積が3分の2以下のもの及び通し番号が確認できないものは使用できないため、
使用をお断りください。誤って受領した場合は換金ができず、取扱店舗の負担となりますので、ご注意
ください。

Q6. お客様から使用期間を過ぎた紙クーポンを出された場合はどうしますか。

A6. 使用期間を過ぎた紙クーポンは使用できませんので、紙クーポンの使用をお断りください。誤つ
て受領した場合は換金ができず、取扱店舗の負担となりますので、ご注意ください。

Q7. お客様から受け取った紙クーポンを紛失した場合は換金できますか。

A7. 残念ながら換金できませんので、紛失されないようにご注意ください。

Q8. 換金はどのような流れで行われますか。

A8. 随時、紙クーポン換金申請書兼請求書に、お客様から受け取った使用済み紙クーポンを添え
て、市役所4階産業観光課産業連携グループへお持ち込みください。その後2~4週間程で紙クーポン換金申請書兼請求書に記入いただいた口座に振り込みを行います。

Q9. 換金期限を過ぎた紙クーポンは、換金できますか。

A9. 残念ながら換金はできませんので、必ず期限までに市役所まで換金手続きにお越しください。

Q10. 換金の明細はもらえますか。

A10. 換金明細は発行いたしません。紙クーポン総額と同額になりますので、各店舗様にて計算を
お願ひいたします。

★紙クーポンに関するトラブルについて

紙クーポン使用に関するトラブル等については、原則としてマニュアル等を参考に各店でご対応をお願いします。
※お困りの場合は、市役所産業観光課にご相談ください。

★紙クーポンの取扱いについて

①お会計（支払額の提示）



②お客様（利用者）が紙クーポン使用の意思表示

額面未満の使用の場合はお断りください。



③紙クーポンをお預かりください

紙クーポンの見本と比べて、偽造されたものでないかご確認ください。明らかに偽造と判別できた場合は、使用をお断りください。お会計との差額は現金等でお受け取りください。



④使用済みの紙クーポンを保管

市役所での換金手続きの際に使用済み紙クーポンが必要になりますので、大切に保管してください。紙クーポンを紛失された場合は、換金できませんのでご注意ください。

★紙クーポンの換金について

●紙クーポン持ち込み窓口

河内長野市役所4階 産業観光課 産業連携グループ

河内長野市原町一丁目1番1号

●紙クーポン持ち込み日

随時、お持ち込みください。最終持ち込み期限は令和8年10月30日までになります。

最終期限を過ぎてからの持ち込みには一切応じられませんのでご注意ください。

●入金日・入金口座

2~4週間程で振込(入金)処理をさせていただきます。

紙クーポン換金申請書兼請求書に記入いただいた口座に振り込みを行います。

●入金額

額面総額(振込手数料は河内長野市が負担いたします。)

その他、お困りの場合は、産業観光課までお問い合わせください。

受付時間:月~金 9:00~17:30(土日祝は受け付けておりません。)

電話番号:0721-53-6075